

見直し周期（4 年ごと）の考え方

N－4 年度	N－3 年度	N－2 年度	N－1 年度	N 年度
条例改正	・ 条例施行 ・ 実受益者負担割合の状況を分析し、使用料改定以外の改善策を実施 ・ 受益者負担割合算定、公表	・ 実受益者負担割合の状況を分析し、使用料改定以外の改善策を実施 ・ 受益者負担割合算定、公表	・ 実受益者負担割合の状況を分析し、使用料改定以外の改善策を実施 ・ 受益者負担割合算定、公表	・ 改定後 3 年間の受益者負担割合（N－3・2・1 年度の平均）により受益者負担額の変更を検討 ・ 条例改正 ・ 受益者負担割合算定、公表

- ・ 新たな受益者負担額を年度当初に施行する場合は、施行年度を含めた 3 年間の実受益者負担割合により受益者負担額の変更を判断することとし、災害等により適切な実受益者負担額が算定できない場合や政策的判断によりこれにより難しい場合は、案件毎に検討する。
- ・ 新たな受益者負担額を年度途中に施行する場合は、サービス原価を施行前後の期間で按分して求め、施行年度の受益者負担割合を算定する。